

法廷内メモは原則自由

最高裁判「憲法に照らし尊重を」

争点となつたのは①メモする権利は憲法二条の「表現の自由」に含まれるか②憲法八二条の「裁判の公開」は、メモの権利を保障したものか③一般傍聴人の法廷内メモを裁判長(官)の裁量でどこまで禁止できるか——など。判決理由骨子

一、法廷において傍聴人がメモを取ることは、裁判を認め、記録するためにされるものである限り、憲法二条の精神に照らし尊重されるべきであるが、法廷内メモの精神に照らし尊重されなければならない。



会見で、メモを認められたレベタさん=最高裁判で8日午前10時40分

損害賠償請求は棄却

刑事裁判を傍聴した際、裁判長からの法廷でのメモを禁止された米国人弁護士、ローレンス・レベタさんが、メモの禁止は憲法で保障された「表現の自由」や「裁判の公開」に違反するとして、国を相手取り百三十万円の損害賠償を求めた「法廷内メモ訴訟」の上告審判決が8日午前9時、最高裁判所で言い渡された。裁判長の矢井浜一郎は「筆記行為は様々な意見、知識、情操に接し、これを採取する補助するものとして憲法二条の精神に照らし尊重されるべきで、傍聴人が法廷でメモをとることは、尊重に値し、敢えて妨げられてはならない」として、実質禁止されていた法廷内メモを原則自由とする判決を言い渡した。しかし、レベタさんは、国家賠償については「本件指揮は配属を失いたものであるとしても、国家賠償法の規定で違法で権力行使に当たるまでは『え』ない」として、訴えを退けた。二審判決を支持、上告を棄却した。法廷内メモについての裁判所の姿勢を大きく転換する画期的判決で、「開かれた裁判」に、より柔軟な姿勢を見せたものとして注目される。内外した十五裁判官中四ツ谷徹裁判官が上告棄却の結論は同じだが、「傍聴人が法廷でメモをとることによる利益をもたらさない」との個別意見を述べた。

(2) 12面に関連記事

二、法廷警察権の行使は、法廷警察権の目的範囲を著しく逸脱し、又はその方法が甚だしく不当であるなどの手段の事情のない限り、国家賠償法第一項にいう違法な公権力の行使ということはできない。

裁判所に対し傍聴することを権利として要求できることまるで認めたものでなく、法廷でメモをとることを権利として保障しているものでないことをも言つまでもない」としてこれを否決した。

しかし、憲法二条の「表現の自由」との関係について、「筆記の自由は憲法の精神に照らし尊重されるべきである」として、法廷内メモは原則自由との考え方を示した。

一方これまでメモ禁止の根拠とされた法廷警察権について判決は「過度迅速、公正に済むべきであるなどの特徴の要請であり、広範な裁量権を認め、最大限尊重される」としてメモが制限されるケースもあるとした。法廷警察権をもってメモ権を制限できる

場合の基準については「メモをとる行為そのものが審理、裁判の場をさわぎしない雰囲気をかもし出したり、聴入者に不適な心理的圧迫な

ことを及ぼし、ひいては公正かつ円滑な訴訟の運営が妨げられるおそれがある場合」と述べた。

法廷内メモが司法記者クラブ加盟の報道機関のみに認められ、憲法一四条の「法の下の平等」に違反するとの主張について、「報道の公共性に

明らかに理性を欠くとは言え
ない」とした。

その上でレペタさんのメモ
許田中勲等不許可とした本件
のメモ禁止決定については
二上告人のメモが公正かつ円
滑な訴訟代理の妨げに異なるお
それがあつたとは言えず、合
理的配慮を欠いた法廷権限確立
の例。しかし、法廷権限確立
の目的、廃止を著しく逸脱し
本件などの特段の事情のない
限り、国際法上の違法を生じ
ず、本件情状もそこまでの違
法行為権力の行使とはいえない
として上告を棄却した。
法廷内メモについて一番の
東京地裁判決(六十年二月)
は(ア)メモ行為は裁判内蔵を認
識するための補充行為で、憲

法二条で保障される権利ではない⁽²⁾。「裁判の公開」は制度内保護にとどまり、メモの権利まで保障していない⁽³⁾。メモ行為は公正・円滑な審理を妨げるおそれがあるため、許否は裁判長の法廷整理権に服するもの——などとして請求を棄却。

二審の東京高等裁判決（同年十二月）も「メモをすることが情報の受領・収集手段として必要とされる場合もあり得る」とメモ行為の権利性に、一審より穏健的な評価をしたが、「訴訟の公正かつ円滑な運営に少しでも影響を及ぼすおそれがあるので、メモの制限もやむを得ない」として請求を棄却していた。

法廷内メモ訴訟 昭和五十
四年に来自した米国人弁護士
が、日本の証券市場の法規制
の研究のため東京地裁で「誠
備事件」の公判を傍聴した際、
五十八年七月から七回にわた
って傍聴席でのメモ許可を申
請したが、いずれも不許可と
された。このため八十年三月、
国を相手取り一百三十万円の損害
賠償を求めて提訴した。
一審の東京地裁は、「メモは
表現行為の公的実行行為に過ぎな
い」としてベタさんの訴え
を退けた。二審の東京高裁も
訴訟の公正、円滑な運営に影
響があるなどとして控訴を棄
却したため、ベタさんが上告
していた。